

建築各種申請べんり帳

1. 所管課等

1	建築確認 検査関係 (※①②)	秩父市 地域整備部 建築住宅課	TEL	(直)0494-26-6869、(代)0494-22-2211
		〒368-8686	FAX	0494-26-5967
		秩父市熊木町8-15	E-mail	kenchiku@city.chichibu.lg.jp
	建築確認※1 検査関係 (※①②以外)	埼玉県熊谷建築安全センター秩父駐在	TEL	0494-22-3777
		〒369-1871	FAX	0494-249175
		秩父市下影森1002-1	E-mail	k3387762@pref.saitama.lg.jp
2	開発許可 適合証明	秩父市 地域整備部 建築住宅課	TEL	(直)0494-26-6869、(代)0494-22-2211
		〒368-8686	FAX	0494-26-5967
		秩父市熊木町8-15	E-mail	kenchiku@city.chichibu.lg.jp
3	消防法	秩父消防本部	TEL	0494-21-0119
		〒368-0021	FAX	
		秩父市下宮地町10-25	E-mail	
4	道路※2 河川※3	秩父県土整備事務所	TEL	管理担当：0494-22-3717 河川砂防担当：0494-22-3721
		〒369-1871	FAX	0494-21-1270
		秩父市下影森1002-1	E-mail	
		秩父市 地域整備部 道路管理課	TEL	0494-26-6861
		〒368-8686	FAX	0494-22-2603
		秩父市熊木町8-15	E-mail	kanri@city.chichibu.lg.jp

※ 建築確認・検査関係の範囲

- ① 建築基準法第6条第1項第4号の建築物（知事の許可を必要とするものを除く）
- ② 建築基準法施行令第138条の工作物のうち、以下のもの（いずれも、①以外の敷地内に築造するものを除く）
 - ・高さが6mを超え10m以下の煙突
 - ・高さが4mを超え10m以下の広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、その他これらに類するもの
 - ・高さが2mを超え3m以下の擁壁

※1 受付窓口は秩父市

※2 国道・県道の幅員等の確認については、秩父県土整備事務所管理担当で対応
市道の幅員等の確認については、秩父市で対応

※3 砂防指定地の確認は管理担当で対応
土砂災害特別警戒区域の確認は河川砂防担当で対応

2. 適用される各種条例等

1	建築基準法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県建築基準法施行条例 ・ 埼玉県建築基準法施行細則 ・ 埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（埼玉県建築物バリアフリー条例） ・ 秩父市建築基準法施行細則
2	都市計画法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 秩父市都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則 ・ 秩父市開発行為に関する指導要綱 ・ 秩父市都市計画法第53条第1項の許可に関する取扱要綱
3	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 秩父市建築行為に係る後退用地整備要綱（道路管理課）

3. 設計に用いる条件

1	垂直積雪量	40cm (旧秩父市)、39cm (旧吉田町)、49cm (旧大滝村)、42cm (旧荒川村)																
		ただし、H12告示1455号第2の式 (※) により算出した数値が30cmを超える場合は、当該数値 (※) $\text{垂直積雪量 (m)} = 0.0005 \times \text{標高 (m)} + 0.28$																
2	地表面粗度区分	II (※) または III (※) 都市計画区域外 (建築物の高さ13m以下の場合を除く)																
3	基準風速 (Vo)	30m/秒																
4	庁舎所在地の緯度経度	<table border="1"> <tr> <td>秩父市</td> <td>(旧吉田町)</td> <td>(旧大滝村)</td> <td>(旧荒川村)</td> </tr> <tr> <td>東経 139° 05' 08"</td> <td>東経 139° 01' 25"</td> <td>東経 138° 56' 04"</td> <td>東経 139° 01' 48"</td> </tr> <tr> <td>北緯 35° 59' 30"</td> <td>北緯 36° 02' 34"</td> <td>北緯 35° 57' 10"</td> <td>北緯 35° 57' 28"</td> </tr> <tr> <td>標高 233.2 m</td> <td>標高 211.94m</td> <td>標高 415m</td> <td>標高 274.1 m</td> </tr> </table>	秩父市	(旧吉田町)	(旧大滝村)	(旧荒川村)	東経 139° 05' 08"	東経 139° 01' 25"	東経 138° 56' 04"	東経 139° 01' 48"	北緯 35° 59' 30"	北緯 36° 02' 34"	北緯 35° 57' 10"	北緯 35° 57' 28"	標高 233.2 m	標高 211.94m	標高 415m	標高 274.1 m
秩父市	(旧吉田町)	(旧大滝村)	(旧荒川村)															
東経 139° 05' 08"	東経 139° 01' 25"	東経 138° 56' 04"	東経 139° 01' 48"															
北緯 35° 59' 30"	北緯 36° 02' 34"	北緯 35° 57' 10"	北緯 35° 57' 28"															
標高 233.2 m	標高 211.94m	標高 415m	標高 274.1 m															
5	日影規制の注意点																	

4. 区域の指定

1	建築基準法 法22条の指定区域	用途地域の定めのある区域								
2	建築基準法第49条に基づく特別用途地区	根拠条例	秩父市特別用途地区建築条例							
		問い合わせ	秩父市 建築住宅課 (0494-26-6869)							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th colspan="2">主な締結事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秩父市都市計画区域内の準工業地域 (中心市街地活性化基本区域を除く)</td> <td colspan="2">大規模集客施設制限地区</td> </tr> </tbody> </table>			区域	主な締結事項		秩父市都市計画区域内の準工業地域 (中心市街地活性化基本区域を除く)	大規模集客施設制限地区	
区域	主な締結事項									
秩父市都市計画区域内の準工業地域 (中心市街地活性化基本区域を除く)	大規模集客施設制限地区									
3	建築基準法第57条の5に基づく高層住居誘導地区	問い合わせ	秩父市 建築住宅課 (0494-26-6869)							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>適用区域</th> <th>建蔽率の最高限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>			種類	適用区域	建蔽率の最高限度	なし	なし	なし
種類	適用区域	建蔽率の最高限度								
なし	なし	なし								
4	建築基準法第58条に基づく高度地区	問い合わせ	秩父市 建築住宅課 (0494-26-6869)							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>適用区域</th> <th>高さの最高限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>			種類	適用区域	高さの最高限度	なし	なし	なし
種類	適用区域	高さの最高限度								
なし	なし	なし								

秩父市

熊谷建築安全センター（R4.3現在）

（限定行政庁／平成14年4月1日～）

5	建築基準法第59条に基づく高度利用地区	<p>問い合わせ 秩父市 建築住宅課（0494-26-6869）</p> <table border="1" data-bbox="432 230 1369 495"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th colspan="2">容積率の最高限度/最低限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">なし</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> <tr> <th>建蔽率の最高限度</th> <th>建築面積の最低限度</th> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <th colspan="2">壁面の位置制限</th> </tr> <tr> <td colspan="3">なし</td> </tr> </tbody> </table>	地区	容積率の最高限度/最低限度		なし	なし		建蔽率の最高限度	建築面積の最低限度	なし	なし	壁面の位置制限		なし		
地区	容積率の最高限度/最低限度																
なし	なし																
	建蔽率の最高限度	建築面積の最低限度															
	なし	なし															
	壁面の位置制限																
なし																	
6	建築基準法第60条に基づく特定街区	<p>問い合わせ 秩父市 建築住宅課（0494-26-6869）</p> <table border="1" data-bbox="432 618 1369 882"> <thead> <tr> <th>街区</th> <th>容積率の最高限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <th>高さの最高限度</th> </tr> <tr> <td>なし</td> </tr> <tr> <th>壁面の位置制限</th> </tr> <tr> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	街区	容積率の最高限度	なし	なし	高さの最高限度	なし	壁面の位置制限	なし							
街区	容積率の最高限度																
なし	なし																
	高さの最高限度																
	なし																
	壁面の位置制限																
	なし																
7	建築基準法第68条の2に基づく地区計画	<p>根拠条例 なし 問い合わせ 秩父市 建築住宅課（0494-26-6869）</p> <table border="1" data-bbox="432 1050 1369 1314"> <thead> <tr> <th>地区整備計画区域</th> <th>条例で定めている主な事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	地区整備計画区域	条例で定めている主な事項	なし	なし											
地区整備計画区域	条例で定めている主な事項																
なし	なし																
8	建築基準法第69条に基づく建築協定	<p>根拠条例 秩父市建築協定条例 問い合わせ 秩父市 建築住宅課（0494-26-6869）</p> <table border="1" data-bbox="432 1485 1369 1570"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>主な締結事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	区域	主な締結事項	なし	なし											
区域	主な締結事項																
なし	なし																
9	建築基準法第86条に基づく一団地認定	<table border="1" data-bbox="432 1626 1369 1800"> <thead> <tr> <th>地名地番</th> <th>団地名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	地名地番	団地名	備考	なし	なし	なし									
地名地番	団地名	備考															
なし	なし	なし															
10	建築基準法施行令第80条の3に基づく特別警戒区域	<p>1.秩父市ハザードマップ 2.埼玉県河川砂防課ホームページ</p> <p>域指定の関係図書は、秩父県土整備事務所及び秩父市道路維持課にて縦覧できます。 （ただし、秩父市道路維持課においては、関係図書の縦覧のみ可能であり、適用関係や内容については秩父県土整備事務所までお問合せください。）</p>															
		<p>問い合わせ 秩父市 建築住宅課（0494-26-6869）</p>															

（限定行政庁／平成14年4月1日～）

11	都市計画法第58条の2に基づく地区計画 （建築基準法第68条の2に基づくものを除く）	地区計画	地区整備計画で定める主な事項
		上野町国道140号沿道地区	最低敷地面積、壁面位置制限、垣・柵の構造制限
		野坂町国道140号沿道地区	建築物用途制限、最低敷地面積、壁面位置制限、垣・柵の構造制限
		秩父公園橋通り沿道地区	最低敷地面積、壁面位置制限、高さ制限、垣・柵の構造制限
		影森駅東地区	最低敷地面積、壁面位置制限、高さ制限、垣・柵の構造制限
		腰田堀西側地区	最低敷地面積、壁面位置制限、高さ制限、垣・柵の構造制限
12	景観法第81条に基づく景観協定区域	問い合わせ 秩父市 建築住宅課（0494-26-6869）	
		区域	主な締結事項
		なし	なし
13	都市計画区域編入時期	旧秩父町、大字 大宮、別所 昭和24年4月13日 大字寺尾、蒔田、田村、大野原、黒谷、久那 昭和31年12月3日 大字上影森、下影森、山田、栃谷 昭和35年12月19日	都市計画図 ^{※1}
14	省エネルギー基準地域区分	問い合わせ 秩父市 建築住宅課（0494-26-6869）	
		市町村名	地域区分
		秩父市（旧大滝村）	4地域
		秩父市（旧秩父市、旧吉田町、旧荒川村）	5地域

※1 用途地域をお調べの際は、ご確認ください

5. 適合証明の要否

1	都市計画法施行規則第60条の規定に基づく適合証明必要	都市計画区域（非線引き区域）	開発区域の敷地面積 3000㎡以上
		都市計画区域外	開発区域の敷地面積 10000㎡以上

6. その他の届出等

届出等	対象	時期	提出先	
1	高層建築物等の防災計画	高さ31mを超える建築物 建築基準法施行令第147条の2各号に掲げる建築物	確認申請の前まで	県建築安全課
	届出	床面積が300㎡以上の住宅	工事着工の21日前まで （※4）	※1

秩父市

(限定行政庁／平成14年4月1日～)

熊谷建築安全センター (R4.3現在)

2	建築物省エネ法	適合性判定申請	床面積が300㎡以上の建築物(非住宅)	工事着手前(※3)	熊谷建築安全センター秩父駐在 又は 登録省エネ判定機関
		認定申請	誘導基準(容積率特例)認定又は基準適合(表示)認定を希望する場合	認定種別や特例の時期等により異なる	※1
3	建築物環境配慮制度(CASSBEE埼玉県)	床面積が2,000㎡以上の建築物		工事着工の21日前まで	熊谷建築安全センター秩父駐在 又は 登録省エネ判定機関
4	福祉のまちづくり条例	特定生活関連施設に該当する場合		工事着工の30日前まで	秩父市(経由のみ)※6
5	建設リサイクル法	解体工事で床面積が80㎡以上 新築・増築等で床面積500㎡以上ほか		工事着工の7日前まで	※1 ただし、土木工事等は熊谷建築安全センター秩父駐在
6	長期優良住宅	認定を希望する場合		工事着工の前まで	※1
7	低炭素建築物新築等計画	認定を希望する場合		工事着工の前まで	※2
8	秩父市まちづくり景観条例	新築、増築等で建築物の延べ面積500㎡超又は3階以上、工作物の場合高さ15m超		確認申請の30日前まで	※5 秩父市都市計画課
9	埼玉県屋外広告物条例	屋外広告物を掲出する場合		工事着工の前まで	※5 秩父市都市計画課
10	埼玉県中高層建築物の事業報告	区域ごとに一定規模を超える建築物等		確認申請の前まで	秩父市(経由のみ)※6
11	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	敷地面積1,000㎡以上		確認申請の前まで	秩父環境管理事務所
12	小規模住戸形式集合住宅の建築に関する指導指針	床面積が25㎡未満の住戸又は住室を15以上有する建築物		建築事業報告書(中高層建築物)提出時 or 確認申請書提出時	秩父市(経由のみ)※6
13	都市再生特別措置法	居住誘導地区外または都市機能誘導区域外での特定の開発・建築等行為の場合		工事着工の30日前まで	※5 秩父市都市計画課

※ 各種届出は、適用除外となる場合があります。詳しくは、提出先までお問合せください。

※1 建築基準法第6条第1項第1～3号の建築物 : 熊谷建築安全センター秩父駐在

建築基準法第6条第1項第4号の建築物 : 秩父市 建築住宅課

※2 建築基準法第6条第1項第1～3号の建築物 : 埼玉県 建築安全課 (TEL 048-830-5519)

建築基準法第6条第1項第4号の建築物 : 秩父市 建築住宅課

※3 適合性判定通知書の原本または写しを、建築確認申請書に添付する必要があります。

※4 民間審査機関による評価書(建築物エネルギー消費性能基準に適合するものに限る。)を提出する場合は3日前まで。

※5 問合せ先 : 秩父市都市計画課 (TEL 0494-26-6867)

※6 受付窓口は秩父市建築住宅課、審査業務は熊谷建築安全センター秩父駐在